

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について (3月8日以降の時間短縮分)

緊急事態宣言の延長を踏まえ、飲食店への営業時間短縮の要請期間を3月21日まで延長することとしたことに伴い、3月8日から3月21日までの期間において要請に御協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給します。

1 支給対象

令和3年3月8日から3月21日までの原則として全期間、継続して要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

【要請の内容】

- ・ 20時から翌朝5時までの営業自粛
- ・ 酒類の提供は11時から19時まで
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底

2 支給額

1店舗あたり84万円

- ※ 3月8日から営業時間短縮要請に御協力いただいていない場合においても、3月13日までに御協力いただいた場合は、一律54万円を支給します。
- ※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。
- ※ 協力金の申請時に営業時間の短縮及び酒類の提供時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

3 予算について

別添のとおり補正予算を編成します

4 本協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】0570-003894

【受付時間】9時から18時まで（土・日・祝含む）

※1月8日から2月7日までの要請に対する協力金の申請期限は3月10日までです。